

## 男女共同参画基本計画における選択的夫婦別氏制度に関する記述

### ▼男女共同参画基本計画（2000年12月12日閣議決定）

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

○男女平等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める。

### ▼第2次男女共同参画基本計画（2005年12月27日閣議決定）

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

○世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ、結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点からも、婚姻適齢の男女統一及び再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正とあわせ、選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるように引き続き努める。

### ▼第3次男女共同参画基本計画（2010年12月17日閣議決定）

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

○夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める。また、再婚の増加等に伴う家族の在り方の多様化、少子化など時代の変化等に応じ、家族法制の在り方等について広く課題の検討を行う。

### ▼第4次男女共同参画基本計画（2015年12月25日閣議決定）

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

○家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の見直し等の民法（明治29年法律第89号）改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める。

### ▼第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方

（2020年11月11日答申）

男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

○婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続  
き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声もある。そのような状況も踏ま  
えた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の  
総括所見等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視し  
ながら検討を進める。また、女性の再婚禁止に係る制度の在り方等について検討を進める。

### ▼第5次男女共同参画基本計画（原案）

男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

○国際社会において、夫婦の同氏を法律で義務付けている国は、日本以外に見当たらない。

女子差別撤廃委員会の総括所見においては、平成15（2003）年以降、繰り返し現行の制度について懸念が表明されており、実際、令和元（2019）年の「ジェンダーギャップ指数」（G G I）が153か国中121位となっているなど、我が国の女性の地位に係る国際的な評価は著しく低い状況にある。制度の在り方の検討に当たっては、こうした国際的な視点も踏まえていく必要がある。

○国民意識の動向をみると、平成29（2017）年12月に実施された「家族の法制に関する世論調査」では、選択的夫婦別氏制度の導入について「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるよう法律を改めてもかまわない」とする回答は42.5%と5年前に比べて増加しており、特に18歳から49歳の女性では50%を超えている。

○新しい令和の時代において、国民の多様な声を真摯に受け止め、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、婚姻前の氏を使用することができる具体的な制度の在り方について、国会において速やかに議論が進められることを強く期待しつつ、国会での議論の動向等を踏まえ、政府においても必要な対応を進める。

### ▼第5次男女共同参画基本計画（2020年12月25日閣議決定）

男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

○婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。

（出典）男女共同参画基本計画より抜粋 井上哲士事務所作成  
決算委員会 2021年4月12日 日本共産党 井上哲士提出資料